

## 「都市計画税」は何に使われているの？

現在実施している道路や公園、下水道整備といった都市計画事業の財源の一部として活用しているほか、過去に実施した公共下水道整備事業等に係る市債の償還金に充てられています。



都市計画税  
4億6,062万円



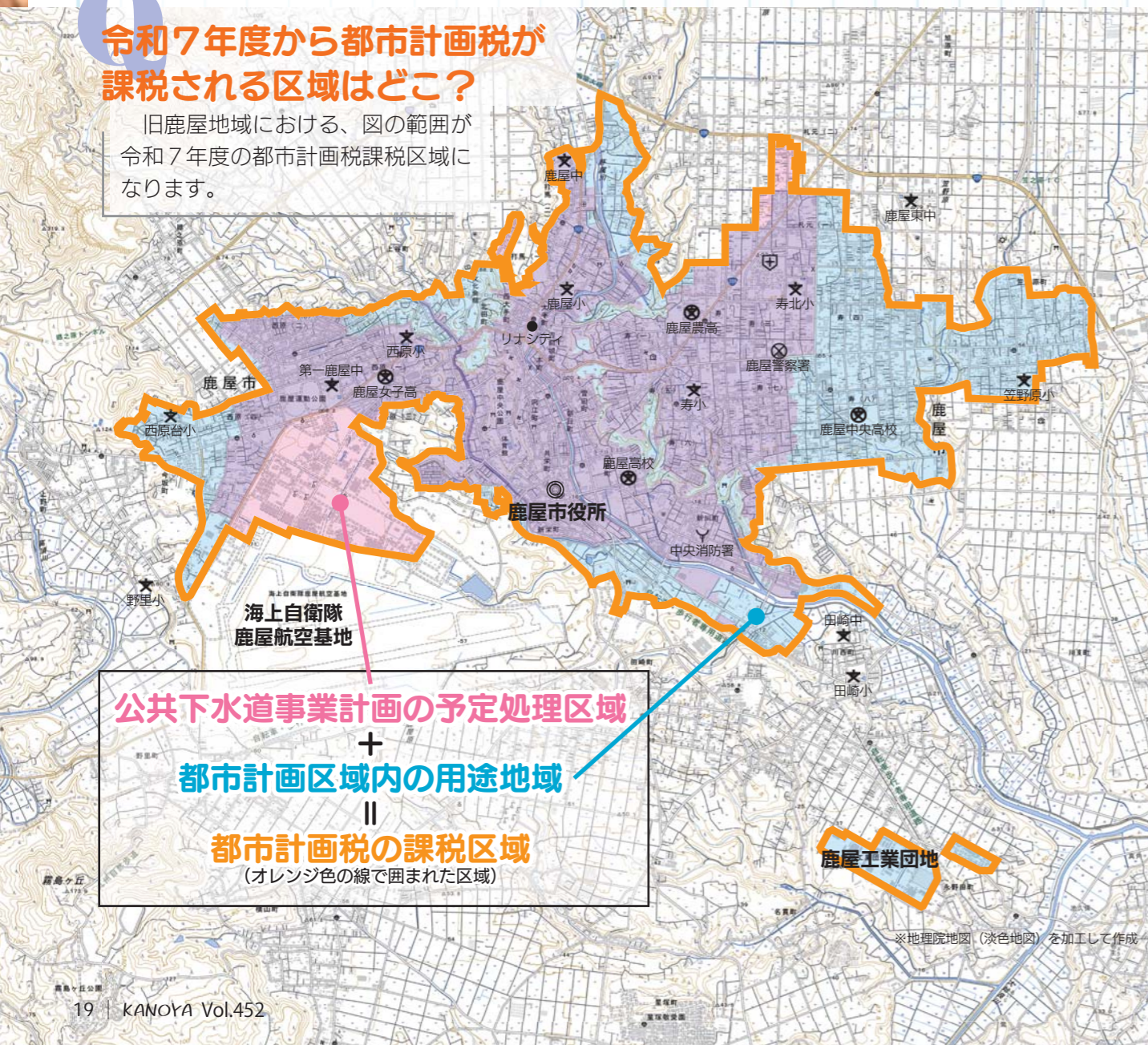
## 課税区域の変更で具体的にどう変わるの？

今までの課税区域よりも範囲が狭まり、課税される土地・家屋の数は減ることになります。また今回、新たに課税区域に編入される地域はありません。

令和4年度、1年間で納税された固定資産税・都市計画税の合計は57億9,804万円で、そのうち都市計画税相当分は4億6,062万円となっています。

## 令和7年度から都市計画税が課税される区域はどこ？

旧鹿屋地域における、図の範囲が令和7年度の都市計画税課税区域になります。



# 令和7年度から 都市計画税の課税区域が 変わります

固定資産税とともに徴収され、まちづくりのために使われる「都市計画税」。市では、令和7年度から都市計画税が課税される区域を見直しました。 市税務課 ☎0994-35-0013

## 都市計画税の課税区域を変更

令和7年度の課税から、都市計画税の課税対象区域を

- ・都市計画区域内の※用途地域
- ・公共下水道事業計画の予定処理区域

に限定し、その区域内の土地・家屋に対して課税されることになりました。

今回の見直しは、「鹿屋市都市計画マスタープラン」や「鹿屋市立地適正化計画」などの都市計画の方針に基づき、将来的な都市基盤整備の見直しなどを踏まえて課税区域を変更するものです。これにより、令和7年度以降は都市計画税が課税される区域が縮小されます。

新たな課税の詳細については、令和7年4月上旬に発送する「固定資産税・都市計画税課税説明細書」でご確認ください。

※用途地域  
「住居地域」「商業地域」「工業地域」など、市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、それぞれの目的に応じて建てられる建物等の種類や大きさなどが制限されている地域。

## 「都市計画税」とは？

都市計画法に基づく都市計画事業や、土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の費用に充てるため、ある一定の区域内にある土地や家屋の所有者に対して課税される目的税です。

固定資産税と合わせて課税され、土地・家屋の課税標準額に税率を乗じて算出されます。



課税区域外の土地・家屋

固定資産税  
= 固定資産税課税標準額 × 税率 1.4%

課税区域内の土地・家屋

固定資産税 = 固定資産税課税標準額 × 税率 1.4%  
+  
都市計画税 = 都市計画税課税標準額 × 税率 0.2%